

給食に関すること (入院時食事療法)

当病院は厚生労働省が定める基準により食事の提供を行っています。

入院食事療養費 (I)

当病院は入院食事療養費 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

提供時間は下記になります。

【 朝食：7時頃 昼食：12時頃 夕食：18時頃 】

食事療養標準負担額

食事にかかる費用は一食につき定額の食事療養標準負担額となっています。なお、減額認定を受けている方は限度額適用認定証を病棟医事まで提示ください。

食事療養標準負担額減額認定

入院したときの食事代については、診療やお薬にかかる費用とは別に、一食につき510円の標準負担額を自己負担し、残りは保険者が負担します。国保被保険者で住民税非課税世帯の場合、申請されて交付を受けた「限度額適用・標準負担額限度額適用認定証」を提示することにより下記のとおり食事代の負担が一部減額されます。

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき、20円引き上げることとなりました。また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省で定める者等については、1食につき10円～20円引き上げる内容となっています。

区分	1食あたりの負担額	
	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
一般の方	490円	510円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	280円	280円
住民税非課税世帯の方	230円	240円
住民非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	180円	180円
住民税非課税世帯に属しかつ一定基準に満たない70才以上の高齢受給者	110円	110円